

平成31年度 市税等納期カレンダー 市税等は期限内に納めましょう!!

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税	1期			2期					3期		4期	
市県民税			1期		2期		3期			4期		
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
後期高齢者医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
納期限 口座振替日	5/7 (火)	5/31 (金)	7/1 (月)	7/31 (水)	9/2 (月)	9/30 (月)	10/31 (木)	12/2 (月)	(※)	1/31 (金)	3/2 (月)	3/31 (火)

※12月の納期は、固定資産税が25日(水)、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料、介護保険料が27日(金)です。
また、口座振替日は25日(水)になります。
納期カレンダーは市のホームページでもご覧いただけます。
問(固定資産税・市県民税・軽自動車税)納税課 内線255～257 (国民健康保険税)国民健康保険課 内線142～145
(後期高齢者医療保険料)国民健康保険課 内線146 (介護保険料)介護長寿課 内線167・189

国民年金加入・変更手続きについて
～届出はお済みですか?～

日本に住む20歳から60歳までの方は国民年金に加入しなければなりません。就職・転職・退職・結婚などによって加入者の『被保険者種別』が変わります。届出をしなかったために、将来、年金が受けられなくなる場合がありますので、必ず届出をしましょう。

【国民年金の被保険者は次の3種類です】

- 第1号被保険者
自営業・学生・農林水産業・無職の方など
- 第2号被保険者
会社員や公務員など厚生年金に加入している方
- 第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている配偶者（夫・妻）

	こんなとき	届出後の被保険者種別	届出先
20歳になった方	学生、自営業、無職などである	第1号	市役所市民課年金係
	厚生年金に加入している配偶者に扶養されている	第3号	配偶者の勤務先
第1号被保険者	厚生年金に加入した時	第1号→第2号	勤務先
	配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになったとき	第1号→第3号	配偶者の勤務先
第2号被保険者	退職したとき	第2号→第1号	市役所市民課年金係
	退職して配偶者(第2号被保険者)に扶養されるようになったとき	第2号→第3号	配偶者の勤務先
第3号被保険者	厚生年金に加入したとき	第3号→第2号	勤務先
	離婚したとき	第3号→第1号	市役所市民課年金係
	配偶者が65歳になったとき	第3号→第1号	市役所市民課年金係
	配偶者が退職したとき	第3号→第1号	市役所市民課年金係
	配偶者の扶養から外れたとき	第3号→第1号	市役所市民課年金係
	配偶者が会社を変えたとき	第3号→第3号	配偶者の新しい勤務先

問 市民課 年金係 内線114
日本年金機構コザ年金事務所
国民年金課☎933-2267
※自動音声案内となりますので②の後に②を押してください。

沖縄税務署からのお知らせ

～確定申告が間違っていたとき～
確定申告書を提出した後で計算誤りなど申告した内容に間違いがあることに気付いた場合は、次の方法で訂正することができます。また、確定申告することを忘れていた場合は、できるだけ早く沖縄税務署で申告するようにしてください。

○税額を多く申告していたとき
税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正当と認められたときは、正しい税額に減額されます。

○税額を少なく申告していたとき
税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」を正しい税額に修正してください。なお、修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日(納期限)までに延滞税と併せて納めてください。

○確定申告を忘れていたとき
確定申告をすることを忘れていたときは、できるだけ早く沖縄税務署で申告するようにしてください。申告の必要があるのにもかかわらず、確定申告をしなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。なお、税務署長が決定を行う場合や申告期限に遅れて申告した場合などには、加算税が賦課される場合がありますほか、決定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりませんので、ご注意ください。(※市の申告受付は6月3日からです。)

○振替納付日について
30年分の振替納付日は、次のとおりです。
所得税および復興特別所得税 4/22(月)
個人事業者の消費税および地方消費税 4/24(水)

○期限内に納付できなかった場合
期限内に納付できなかった場合や振替講座の残高不足等で振替できなかった場合には、法定納期限の翌日から納付の日まで延滞税がかかります。この場合、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は所轄税務署の納税窓口で本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

詳しい情報は国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁で検索

統計調査員募集のお知らせ

市では統計調査員を募集しています。
統計調査員 総務大臣や都道府県知事から一時的に任命される非常勤の公務員。

応募資格 20歳以上で調査員を終えた後も調査で知り得た秘密を洩らさない方。選挙関係、税務職員、警察関係者でない方。

業務内容 調査説明会への出席／担当する調査区の確認／調査票の配布、記入の依頼、回収／調査票の点検、提出

報酬 担当する調査区数で変動。
災害補償 従事中のケガなどに対する療養補償や休業補償など。

注意点 統計調査員は登録制で、登録した方から優先し依頼します。実施する統計調査によって調査区や必要な調査員の数が異なりますので、ご希望に添えない場合があります。

問 企画政策課 ☎893-4103

既存の塀の維持保全について

建築基準法第8条において、建築物の所有者、管理者または占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとあり、その中にはブロック塀等も含まれております。維持管理を怠ると、ひび割れや破損、傾きといった老朽化が進み、本来持っている強度を維持できなくなり、倒壊の危険性が高くなる恐れがあります。ブロック塀の維持管理について、所有者・管理者が日頃からの点検により、適正な状態の維持に努めていただく必要があります。

問 建築課 内線511

第4回議会報告及び市民との意見交換会の開催について

市議会では、市民の皆さまへ議会の活動状況を報告するとともに、市民の皆さまの声を市政に反映させることなどを目的に「第4回議会報告及び市民との意見交換会」を下記の日程で開催いたします。お申し込みは不要でどなたでもご参加いただけます。多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

- 1.内 容 1部 議会報告(議案の審議や議会の活動状況等)
2部 意見交換(市政や議会運営、市民生活の課題等について)

2.開催日時

日 時	場 所
5月14日(火) 19:30～21:00	真志喜中学校 地域連携室
5月15日(水) 19:30～21:00	嘉数小学校 地域連携室
5月16日(木) 19:30～21:00	普天間第二小学校 クラブハウス
5月17日(金) 19:30～21:00	市社会福祉センター 2階ホール

▼意見交換会の様子



市長への政策提言の様子▲

いただいたご意見については…

議会内で調査や協議を行い、議会として参考とするものや改善するもの、市当局へ政策等として提言するものなどに整理し、全議員で最終確認のうえ対応していきます。これまでにいただいたご意見や対応状況等については、市議会ホームページからご覧になれます。

※詳細は、市議会ホームページからご覧になれます▶

問 議会事務局 内線340・337



建築物の既設の塀(ブロック塀や組積造の塀)の安全について

平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする震度6弱の地震が発生しました。この地震の影響で、建物や煙突、ブロック塀等に多くの被害が発生しブロック塀の倒壊による死傷者もでています。学校に限らず、既存の塀について、所有者等の皆さまは下記のとおりご注意くださいようお願いします。

- ①ブロック塀の点検チェックポイント(※)を用いて、安全点検を行うこと。
※点検チェックポイントについては市ホームページをご確認ください。
- ②安全点検の結果、危険性が確認された場合には、付近通行者への速やかな注意表示等および補修、撤去等が必要となること。

また、NPO法人沖縄建築設計サポートセンターより、既存ブロック塀の安全性の調査を行いたい方に向けて、誰でも簡単にできる調査方法が公開されました。調査方法の詳細や、鉄筋の有無を調べることができる探査機の貸し出しは、沖縄県建築設計サポートセンターまでお問合せください。

問 建築課 内線511 ※詳しくは市ホームページをご覧ください▶

